

令和8年2月3日

法務省民事局民事第二課 御中

日本司法書士会連合会

会長 小澤吉徳

## 不動産登記規則の一部を改正する省令案に関する意見

当連合会は、本省令案について以下のとおり意見を述べる。

### 1 基本的な方向性について

本省令案にかかる改正（以下「本改正」という。）については、所有権の登記名義人の国籍を登記所において把握するため、検索用情報とするものであり、土地基本法に基づく国の責務、すなわち国土の適切な利用及び管理を確保する観点においては一定の合理性を有するものと思料する。

また、相続登記の申請義務化を背景とする所有者不明土地等の対策の一環として、相続開始後の準拠法判断をより適正かつ円滑に行うための基礎的情報を整備するという趣旨については登記実務の観点からの対策であるものと考える。

ただし、以下の点については十分な配慮をすべきである。

### 2 相続登記実務について

相続において準拠法の特定が必要となる場合、国によっては州や自治区等により法制度が異なることも想定されるものの、少なくとも国籍が把握できることで、相続関係の調査や準拠法検討の端緒を得ることが可能となるものと考えられる。本制度はこれに反するものとならないよう十分な配慮が必要であると考える。

### 3 国籍情報の性質を踏まえた取扱いについて

国籍情報は、個人の属性に関わるものであり、その取扱いによっては、本人の意図しない評価や取扱いにつながるおそれも否定できない。そのため、国籍情報の収集及び管理にあたっては、その利用目的を相続登記等の実務上必要な範囲に限定し、極めて慎重な取扱いが図られるべきである。

本改正において、国籍情報を登記記録として公示するのではなく、検索用情報管理ファイルに記録するにとどめる整理が採られている点については、こうした情報の性質を踏まえたものと考える。

### 4 閲覧等の在り方について

申請情報として提供された国籍情報については、その性質に鑑み、閲覧請求があった場合であっても、正当な理由のない者にまで閲覧が及ぶことのないよう、運用面におい

て適切な配慮がなされることと、制度趣旨を踏まえた運用の明確化が必要であると考える。

## 5 国籍の違い等による取扱いについて

本改正により、日本国籍を有する者と外国籍を有する者との間で、登記手続や情報の取扱いに不合理な差異や特定の者に不利益が生じないよう、十分に配慮される必要があるものと考える。

## 6 周知期間及び施行後の対応について

本改正は、申請人及び登記専門職を含む登記実務全体に一定の影響を及ぼすものであることから、施行にあたっては、十分な周知期間が確保されるべきである。

また、施行後においては、実際の運用状況や実務への影響等を踏まえ、必要に応じた検討を行うべきである。

以上